

○東温市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(平成 27 年 12 月 18 日条例第 38 号)

改正 平成 28 年 7 月 8 日条例第 21 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「法」という。）第 9 条第 2 項に基づく個人番号の利用及び法第 19 条第 9 号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第 2 条第 12 項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第 2 条第 14 項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第 4 条 法第 9 条第 2 項の条例で定める事務は、別表第 1 の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第 2 の左欄に掲げる執行機関が次項の規定により同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の中欄に掲げる事務及び市の執行機関が第 3 項の規定により法別表第 2 の第 4 欄に掲げる特定個人情報で

あって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の第 2 欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第 2 の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 市の執行機関は、法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 第 2 項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第 5 条 法第 19 条第 9 号の規定による特定個人情報の提供は、別表第 3 の第 1 欄に掲げる機関が、同表の第 3 欄に掲げる機関に対し、同表の第 2 欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第 3 欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供することにより行うものとする。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成28年1月1日）から施行する。ただし、第4条第2項ただし書及び第3項ただし書の規定は、法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則(平成28年7月8日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1(第4条関係)

執行機関	事務
1 市長	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による保健事業に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	東温市保育所条例（平成16年東温市条例第95号）による保育所の利用に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	東温市へき地保育所条例（平成16年東温市条例第96号）による保育料の減免に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	東温市ひとり親家庭医療費助成条例（平成16年東温市条例第97号）によるひとり親家庭に係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	東温市子ども医療費助成条例（平成16年東温市条例第99号）による子どもに係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	東温市在宅ねたきり老人等介護手当支給条例（平成16年東温市条例第102号）によるねたきり老人等への介護手当の給付に関する事務であって規則で定めるもの
7 市長	東温市重度心身障害者医療費助成条例（平成16年東温市条例第103号）による重度心身障害者に係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
8 市長	奨学金の付与に関する事務であって規則で定めるもの
9 市長	介護保険高額介護サービス費等の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの
10 市長	長寿祝金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
11 市長	生活管理指導員派遣事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
12 市	緊急通報装置の設置に関する事務であって規則で定めるもの

長	
13 市長	老人福祉電話補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
14 市長	地区敬老会補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
15 市長	老人日常生活用具給付等事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
16 市長	社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
17 市長	健康診査等に係る費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
18 市長	小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
19 市長	骨髄バンクドナー支援事業助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
20 市長	特定不妊治療費助成事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
21 教育委員会	就学援助の実施に関する事務であって規則で定めるもの
22 市長	家庭児童相談員の活動に関する事務であって規則で定めるもの
23 市長	要介護認定者及びねたきり老人等の障害者控除対象者の認定に関する事務であって規則で定めるもの
24 教育委員会	放課後子ども教室の実施に関する事務であって規則で定めるもの
25 市長	母子・父子自立支援員の活動に関する事務であって規則で定めるもの
26 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2(第4条関係)

執行機関	事務	特定個人情報
1	児童福祉法(昭和22年法)	(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律)

市長	<p>律第 164 号) による助産施設における助産の実施又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>第 283 号) による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>(6) 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 7 条第 4 号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>(7) 児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号）による児童手当又は特例給付（同法附則第 2 条第 1 項に規定する給付をいう。以下同じ。）の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>(8) 東温市ひとり親家庭医療費助成条例によるひとり親家庭に係る医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(9) 生活に困窮する外国人に対して行う外国人生活保護関係情報</p>
----	--	---

2 市長	<p>予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）による予防接種の実施又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>(1) 障害者関係情報であって規則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (4) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの (5) 生活に困窮する外国人に対して行う外国人生活保護関係情報</p>
3 市長	<p>児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>(1) 障害者関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）、私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）、国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）又は地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「年金給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの (4) 特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの (5) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p>
4 市長	<p>老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）による福祉の措置に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>(1) 医療保険各法（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）、私立学校教職員共済法、国家公務員共済組合法、国民健康保険法又は地方公務員等共済組合法をいう。）又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>

		<p>の</p> <p>(2) 障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 年金給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
5 市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p>
6 市長	母子保健法（昭和40年法律第141号）による低体重児の届出、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 生活に困窮する外国人に対して行う外国人生活保護関係情報</p>
7 市長	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 年金給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 生活に困窮する外国人に対して行う外国人生活保護関係情報</p>
8 市長	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 医療保険各法による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>

		<p>るもの</p> <p>(5) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(6) 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(7) 東温市重度心身障害者医療費助成条例による重度心身障害者に係る医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(8) 生活に困窮する外国人に対して行う外国人生活保護関係情報</p>
9 市長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 生活に困窮する外国人に対して行う外国人生活保護関係情報</p>
10 市長	健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 生活に困窮する外国人に対して行う外国人生活保護関係情報</p>
11 市長	東温市保育所条例による保育所の利用に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 特別児童扶養手当関係情報であって</p>

		<p>規則で定めるもの</p> <p>(6) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(7) 児童手当関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(8) 東温市ひとり親家庭医療費助成条例によるひとり親家庭に係る医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(9) 生活に困窮する外国人に対して行う外国人生活保護関係情報</p>
12	東温市へき地保育所条例による保育料の減免に関する事務であって規則で定めるもの 市長	<p>(1) 障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(6) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(7) 児童手当関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(8) 東温市ひとり親家庭医療費助成条例によるひとり親家庭に係る医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(9) 生活に困窮する外国人に対して行う外国人生活保護関係情報</p>
13	東温市ひとり親家庭医療費助成条例によるひとり親家庭に係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの 市長	<p>(1) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 東温市子ども医療費助成条例による子どもに係る医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(6) 東温市重度心身障害者医療費助成条例による重度心身障害者に係る医療費の助</p>

		成に関する情報であって規則で定めるもの (7) 生活に困窮する外国人に対して行う外国人生活保護関係情報
14 市長	東温市子ども医療費助成条例による子どもに係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (3) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (4) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (5) 東温市ひとり親家庭医療費助成条例によるひとり親家庭に係る医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの (6) 東温市重度心身障害者医療費助成条例による重度心身障害者に係る医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの (7) 生活に困窮する外国人に対して行う外国人生活保護関係情報
15 市長	東温市在宅ねたきり老人等介護手当支給条例によるねたきり老人等への介護手当の給付に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
16 市長	東温市重度心身障害者医療費助成条例による重度心身障害者に係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの (2) 障害者関係情報であって規則で定めるもの (3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (4) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (5) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (6) 東温市ひとり親家庭医療費助成条例によるひとり親家庭に係る医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの (7) 東温市子ども医療費の助成に関する条例による子どもに係る医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの (8) 生活に困窮する外国人に対して行う外国人生活保護関係情報

17 市長	奨学金の付与に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 障害者関係情報であって規則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (3) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (4) 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの (5) 特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの (6) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (7) 児童手当関係情報であって規則で定めるもの (8) 年金給付関係情報であって規則で定めるもの (9) 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの (10) 生活に困窮する外国人に対して行う外国人生活保護関係情報
18 市長	介護保険高額介護サービス費等の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (4) 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの (5) 生活に困窮する外国人に対して行う外国人生活保護関係情報
19 市長	長寿祝金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
20 市長	生活管理指導員派遣事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (4) 生活に困窮する外国人に対して行う外国人生活保護関係情報

21 市長	緊急通報装置の設置に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (4) 生活に困窮する外国人に対して行う外国人生活保護関係情報
22 市長	老人福祉電話補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (4) 生活に困窮する外国人に対して行う外国人生活保護関係情報
23 市長	地区敬老会補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
24 市長	老人日常生活用具給付等事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (4) 生活に困窮する外国人に対して行う外国人生活保護関係情報
25 市長	社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (4) 生活に困窮する外国人に対して行う外国人生活保護関係情報
26 市長	健康診査等に係る費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 高齢者の医療の確保に関する法律に

		<p>よる後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p>
27	小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報（以下「障害者自立支援給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
28	骨髄バンクドナー支援事業助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p>
29	特定不妊治療費助成事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p>
30	家庭児童相談員の活動に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(6) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(7) 児童手当関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(8) 東温市ひとり親家庭医療費助成条例によるひとり親家庭に係る医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(9) 生活に困窮する外国人に対して行う</p>

		外国人生活保護関係情報
31 市長	要介護認定者及びねたきり老人等の障害者控除対象者の認定に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの (2) 東温市在宅ねたきり老人等介護手当支給条例による給付に関する情報であって規則で定めるもの
32 市長	母子・父子自立支援員の活動に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 障害者関係情報であって規則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (3) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (4) 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの (5) 特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの (6) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (7) 児童手当関係情報であって規則で定めるもの (8) 東温市ひとり親家庭医療費助成条例によるひとり親家庭に係る医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの (9) 生活に困窮する外国人に対して行う外国人生活保護関係情報
33 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 児童福祉法による障害児通所支援に関する情報であって規則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (3) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (4) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (5) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの (6) 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの (7) 障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの

別表第3(第5条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	就学援助の実施に関する事務であって規則で定めるもの	市長	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの (4) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (5) 年金給付関係情報であって規則で定めるもの (6) 国民健康保険法による保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの (7) 生活に困窮する外国人に対して行う外国人生活保護関係情報
2 教育委員会	放課後子ども教室の実施に関する事務であって規則で定めるもの	市長	<ul style="list-style-type: none"> (1) 障害者関係情報であって規則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (3) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (4) 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの (5) 特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの (6) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (7) 児童手当関係情報であって規則で定めるもの (8) 東温市ひとり親家庭医療費助成条例によるひとり親家庭に係る医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの (9) 生活に困窮する外国人に対して行う外国人生活保護関係情報